

消防団員への準中型自動車免許取得費用の助成について

1 主旨

道路交通法の一部を改正する法律が平成 29 年 3 月 12 日に施行され、新たに「準中型自動車免許」が創設されたことに伴い、同日以降に普通自動車免許を取得した人が運転できる車両は総重量 3.5 トン未満に限定されました（従来の普通自動車免許では、車両総重量 5 トン未満まで運転できました。なお、平成 29 年 3 月 11 日以前に普通自動車免許を取得した人は、引き続き、車両総重量 5 トン未満まで運転できます）。そのため、新たに普通自動車免許を取得した消防団員は車両総重量 3.5 トン以上のポンプ自動車を運転できず、将来的に消防団活動に支障が生じるおそれがあります。

そこで、上田市では、消防団員に準中型自動車免許の取得を促すため、免許取得費用の助成制度を新設したいと考えております。

2 消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る特別交付税措置について

(1) 内容

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令が平成 30 年 12 月 10 日に交付・施行され、平成 30 年度以降、市町村が消防団員の準中型自動車免許の取得に対して助成を行った場合、助成額の 1/2 に対して特別交付税措置を講じています。

(2) 対象経費

消防団員の準中型自動車免許取得の助成のうち、次の経費に係る助成に要する経費

- ・ 自動車教習所における準中型自動車免許の取得に要する費用
- ・ 準中型自動車免許の取得に要する試験受験、免許証交付に要する費用

※ 自動車教習所等への交通費、自習用教材等の購入に係る費用を除く。

※ 助成を受ける消防団員が普通自動車免許を有していない場合は、準中型自動車免許の取得に要する上記費用から当該団員が普通自動車免許を有していれば不要であった費用を除くものとする。

3 上田市消防団の免許保有状況と長野県内の免許取得助成制度の導入状況

(1) 上田市消防団分団別準中型免許保有状況と免許取得希望者

上田市消防団では、令和 6 年 5 月現在の調査によると、実員数に対し、有事の際に 3.5 トン以上の車両を運転することができない団員の比率は低く、現時点で災害対応等に支障が出ている状況ではないものの、近い将来、この比率は増加していくことが想定されます。

上田市消防団 準中型免許の保有状況と取得希望者について

令和6年5月4日現在

分団名	団員数	3.5t以上の車両 を有する分団	3.5t以上運転 可能な団員割合	免許取得希望者	
				準中型 (※1)	AT解除 (※2)
第1分団	25	○	84%	1	1
第2分団	26	○	88%	1	1
第3分団	37	○	86%	1	
第5分団	29	○	86%		
第6分団	39	○	90%	1	2
第7分団	32	○	94%	1	
第8分団	51	○	86%		
第10分団	83	○	95%	1	
第12分団	79	○	85%		1
第13分団	48	○	100%		
第14分団	60	○	97%	1	1
第15分団	69		94%	1	2
第16分団	51	○	96%	1	1
第17分団	32	○	97%		
第18分団	42	○	88%		
第19分団	39		100%		
第20分団	35	○	100%		
丸子第1分団	42	○	95%	2	
丸子第2分団	47		91%		
丸子第3分団	75	○	100%		
丸子第4分団	59		93%	2	
丸子第5分団	40	○	98%		
丸子第6分団	84		92%		
菅平分団	54	○	100%		
長分団	63	○	95%	2	
傍陽分団	63		97%		
本原分団	60	○	82%	6	1
武石東部分団	79		96%		
武石西部分団	56		98%		
合計	1,499	21分団／29分団	94%	21	10

※1 H29年以降に普通免許を取得した者のうち、準中型免許取得希望者

※2 普通免許取得年に関わらず、AT限定免許解除の希望者（※1と重複あり）

参考：準中型免許取得に要す教習時間・料金（上田市内の教習所）

所持免許	学科教育	技能教習	料金
普通自動車	1時間	13時間	約160,000円（税込）
普通自動車（AT限定）	1時間	17時間	約186,000円（税込）

(2) 長野県内の準中型自動車免許取得助成制度導入状況

県内全 77 市町村のうち、26 市町村で助成制度を導入しています。

長野県内の免許取得助成制度について

令和 6 年 7 月現在

市町村	助成制度の有無	準中型	中型	大型	AT限定解除	その他	その他の具体的な内容
松本市		○			○		R6年度施行予定 補助率：10/10 対象者：普通免許取得から3年以上の団員 制限：補助後5年以上の消防団活動
飯田市	○	○			○		準中15万円、プラスAT解除17万円
諏訪市	○	○	○		○		補助率：1/2 上限10万円
駒ヶ根市	○	○			○	○	補助率：2/3 準中12万円、AT解除8万円、自動二輪10万円
大町市	○	○			○		補助率：1/2 上限10万円
茅野市	○	○			○		補助率：1/2 上限10万円
塩尻市	○	○					補助率：10/10 上限15万円
安曇野市	○	○	○	○			補助率：10/10 上限15万円
川上村	○	○					補助率：2/3 上限10万円
南牧村	○	○			○	○	上限10万円、補助後5年以上団員活動、村税等の滞納が無い者
下諏訪町	○	○			○		補助率：1/2 上限10万円
富士見町	○	○			○		補助率：1/2
原村	○	○					補助率：1/2 上限10万円
箕輪町	○	○	○	○	○		補助率：10/10 上限15万円
南箕輪村	○	○			○	○	準中型15万円 AT解除7万円
中川村	○	○			○		補助率：2/3 上限準中15万円 AT解除8万円
宮田村	○	○			○		補助率：2/3 上限10万円
松川町	○	○					予算の範囲内で対象経費から町長が定める額を除いた額
阿南町	○	○			○		準中15万円 準中以上17万円以内
阿智村	○	○	○		○		補助率：10/10上限なし 補助後5年以上団員として活動
大鹿村	○	○					上限18万円
上松町	○	○			○		準中(AT解除含む)23万円 準中(5t)限定解除15万円
白馬村	○	○					補助率：4/5
小谷村	○	○					補助率：1/2
坂城町	○	○			○		補助率：10/10以内 上限額：準中型15万円 AT解除5万円
木島平村	○	○					補助率：2/3 上限10万円
信濃町	○	○					

※松本市は今年度導入予定

(3) 助成制度導入に向けた具体的な検討事項

- ア 補助率と上限額について
- イ 取得条件について
- ウ 導入時期について
- エ その他

4 上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要綱 (素案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田市消防団の円滑な消防活動に資するため、準中型自動車免許を取得する団員に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（平成18年上田市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団 員 上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条の規定により任用された消防団員をいう。
- (2) 準中型免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許をいう。
- (3) 普通免許 法第84条第3項に規定する普通自動車免許をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、団員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 普通免許を取得している者のうち、消防車両を運転することを目的として、準中型免許を取得しようとする者
- (2) 準中型免許取得後、5年以上上田市消防団に在職し、消防団活動をすることが見込まれる者
- (3) 所属する分団の分団長が推薦し、消防団長が認めた者

(補助の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、準中型免許の取得に要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所に要する経費
- (2) 教習所における準中型自動車の運転に必要な技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額の○分の○以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第○号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 普通自動車運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定通知書(様式第○号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金中止申請書(様式第○号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金中止承認書(様式第○号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、免許を取得したときは、上田市消防団員準中型自動車免許取得費補助金実績報告書(様式第○号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 準中型自動車運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、準中型免許を取得した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第○号)を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還を求めることができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表

補助対象経費	限度額
普通免許を所持しているものであって、準中型以上の免許の取得に要する経費	<u>〇〇〇〇〇〇円</u>
普通免許（オートマチック限定免許）を所持しているものであって、準中型以上の免許の取得に要する経費	<u>〇〇〇〇〇〇円</u>

令和6年度上田市消防団員の負担軽減策について

上田市消防委員会からの令和3年度、令和4年度の答申を受け、上田市消防団は、消防団員の負担を軽減する事を目的として今年度、次の策を講じていく。

1 ポンプ操法大会・ラッパ吹奏大会について

(1) 大会に向けた訓練期間の短縮

例年、上田大会に向けた訓練の開始はゴールデンウィーク明けから始め、約1か月半としていたが、上田大会の開催時期を早めることで訓練期間を約1か月とした。

(2) 大会準備について

これまで上堀グラウンドで行っていた上田大会を令和5年度から丸子総合グラウンドに変更した。会場の備品を借用したり、既設の設備を利用したりすることで大会に必要な準備での負担軽減を図った。

これまで

会 場：上堀グラウンド

準備等：全団員に声を掛け、参加できる団員総出で大会1週間前からグラウンドの草刈りや整地を行っていた。また、必要な資機材は全て持ち込みであり、消防部と消防団で設置していた。

現 在

会 場：丸子総合グラウンド・丸子総合体育館

準備等：準備に必要な団員数を各分団に要請し、必要人数で対応した。また、大会前日のみで準備することが可能となった。さらに会場の施設や備品を借用することで搬入する資機材を極力少なくすることができた。

(3) 大会運営について

ア 開閉会式について

- ・開会式での来賓紹介の形式を変更し、式典の時間短縮に繋がった。
- ・閉会式に出席する団員数を絞ることと会場を体育館内にしたことで、大会終了後、速やかに撤収作業に取り掛かれるようになり、拘束時間短縮に繋がった。
- ・優勝旗、優勝杯返還時、個々に実施していたものを一度に行う形式に変更したことで時間短縮に繋がった。

イ 点検等の方法について

- ・開会式前に行う服装点検の実施方法を簡略化することで時間短縮に繋がり、集合時間に余裕ができた。
- ・テスト的にホース点検を行わなかったことで集合時間に余裕ができた。

ウ 暑さ対策について

- ・分団旗手の服装を活動服に統一した。
- ・これまでラップ吹奏競技は法被としていたが、活動服でも可能とした。(今年度の上田大会は全チームが活動服で参加した。)
- ・気温が上昇する時間に行われる閉会式を体育館内とした。

2 訓練・会議等消防団行事について

(1) 規律訓練への参加について

規律訓練については、全団員参加ではなく、新規入団者や階級が上がった団員など分団内で特に訓練が必要な団員を選定しながら参加することとした。

(2) 出初式の開催方法について

今年は、天候不良により行えなかったが、メイン会場や行進ルートを見直し、移動距離や拘束時間の短縮を図る計画とした。

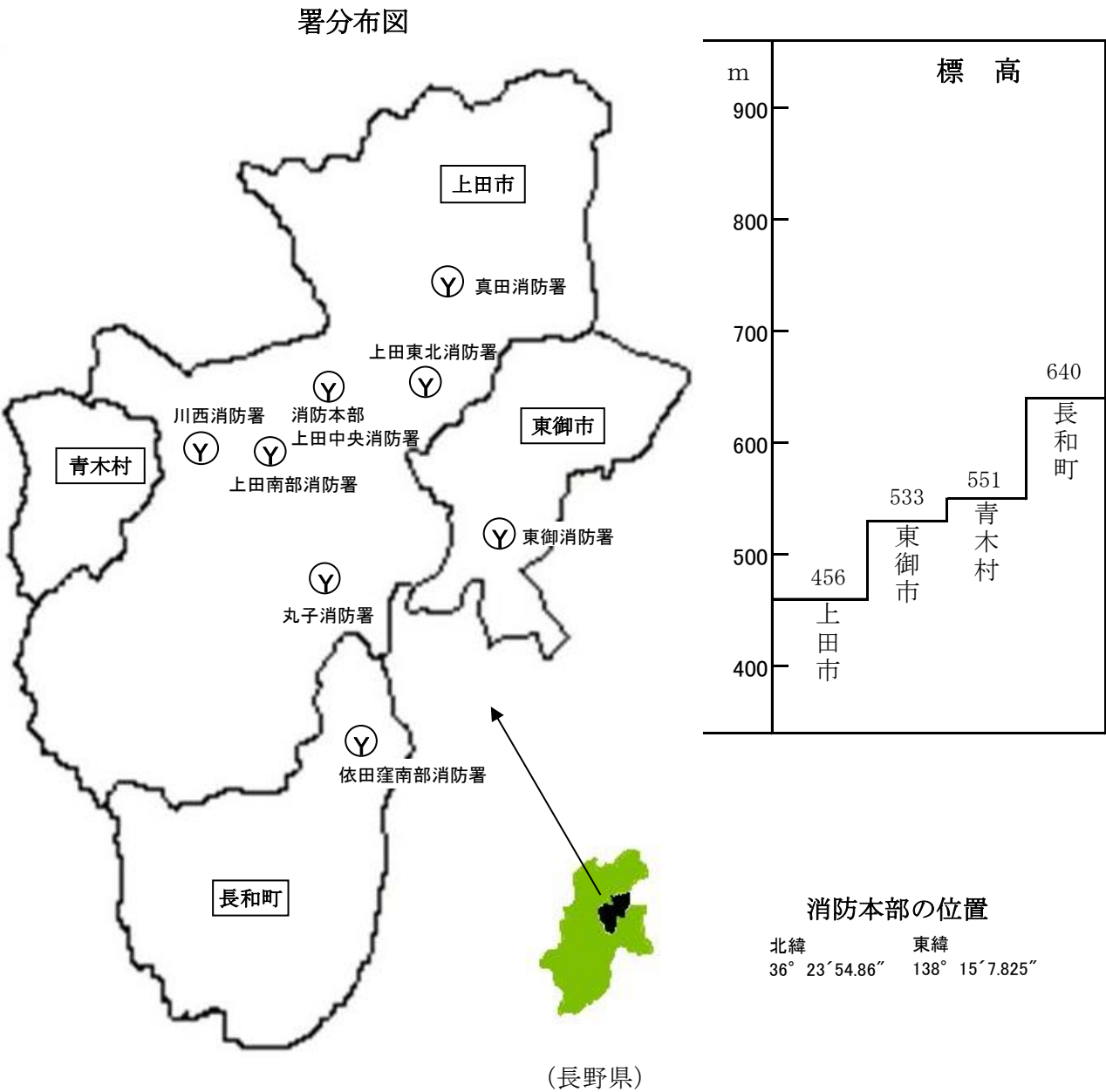
(3) 各種会議について

開催日について、団員から「仕事やプライベートの時間に影響の少ない曜日に開催してほしい。」との要望を受け、これまで開催していた月初め、月末、週末などを避けて開催することとし、開催案内もこれまでよりも余裕をもって連絡することとしている。

3 新入団員の確保に対する取り組みについて

地域内で新入団員の勧誘活動を行うことが団員にとって大きな負担となっているとの声を受け、分団単位の消防委員会を介し、自治会と連携しながら地域住民に対し、入団の勧誘を行うこととしている。また、地域のお祭りや防災訓練等で消防団の活動紹介、勧誘を積極的に行っていく。

広域消防組織市町村圏の位置・面積・人口・世帯



管内の概要数表

(人口 R6. 4. 1現在)

区分	面積	人口	世帯数	人口密度
市町村別	km ²			人／km ²
上田市	552.04	152,002	69,775	275.3
東御市	112.37	29,149	12,525	259.4
長和町	183.86	5,540	2,602	30.1
青木村	57.10	4,124	1,757	72.2
合計	905.37	190,815	86,659	210.8

※ 住民基本台帳及び外国人登録法に基づく人口、世帯数

階級別消防職員配置状況表

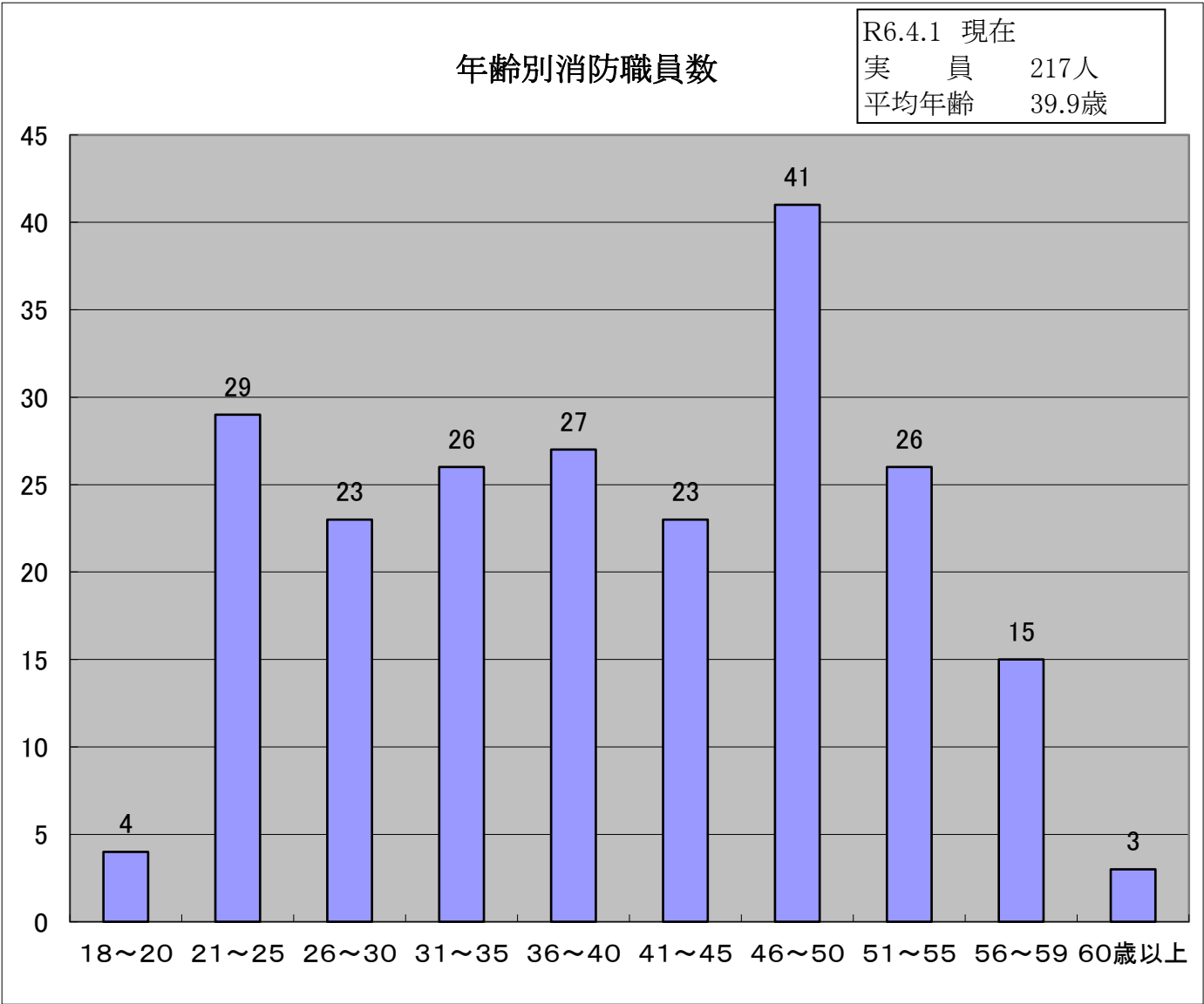
(R6. 4. 1現在)

所 属 \ 階 級	計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
合 計	217	1	2	10	59	44	41	8	52
消 防 長	1	1							
消 防 次 長	(2)		(2)						
消 総 務 課	11			1	4	5	1		
消 予 防 課	10			1	5	3		1	
本 警 防 課	4		1		2	1			
部 通 信 指 令 課	11			1	5		3		2
上田中央消防署	41		1		10	9	6	2	13
上田南部消防署	20			1	5	2	5	2	5
上田東北消防署	23			1	5	4	6		7
川 西 消 防 署	14			1	4	2	2	1	4
丸 子 消 防 署	23			1	5	5	5	1	6
真 田 消 防 署	16			1	4	4	3		4
東 御 消 防 署	26			1	6	5	6	1	7
依田窪南部消防署	17			1	4	4	4		4

※ 職員数は、定数218人、実員217人[うち定数外3人(短時間勤務再任用職員)]

※ 公益財団法人 日本消防協会派遣(1人)、長野県消防防災航空隊派遣(1人)、上田市(1人)へ派遣

※ 消防次長は、警防課長(消防監)及び上田中央消防署長(消防監)を兼ねる。



消防車両の配置状況表

(R6.4.1現在)

種 類 所属別	ポンプ車	水槽付ポンプ車	水槽車	化学車	はしご車	救急車	指令車・広報車	指導車	救助工作車	トライアルバイク	その他	合 計
消防本部	0	0	0	0	0	0	3	2	0	6	5	16
上田中央消防署	1	0	0	1	1	2	1	0	1	0	1	8
上田南部消防署	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	6
上田東北消防署	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	2	7
川西消防署	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	5
丸子消防署	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	6
真田消防署	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4
東御消防署	1	1	1	0	0	2	1	1	1	0	1	9
依田窪南部消防署	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	1	6
合 計	6	8	2	1	2	11	11	3	3	6	14	67

令和5年 火災概要

予 防 課

● 火災概要

(1月～12月)

区 分		広 域		前年同期比 (A)-(B)	R 5 市町村別			
		R 5(A)	R 4(B)		上田市	東御市	長和町	青木村
出火件数 (件)	建 物	28	37	-9	22	2	4	0
	うち住宅	12	16	-4	8	1	3	0
	林 野	3	2	1	2	0	0	1
	車 両	3	6	-3	3	0	0	0
	そ の 他	30	31	-1	16	12	1	1
	合 計	64	76	-12	43	14	5	2
焼損棟数(棟)		50	42	8	35	2	13	0
り災世帯数(世帯)		19	16	3	14	1	4	0
り災人員数(人)		43	41	2	34	2	7	0
焼損面積	建物(m ²)	3,124	2,572	552	2,280	4	840	0
	林野(a)	43	542	-499	23	0	0	20
死傷者数(人)	死者	3	2	1	3	0	0	0
	うち自損	3	2	1	3	0	0	0
	負傷者	7	6	1	5	2	0	0

● 出火原因

年	たばこ	こんろ	風呂かまど	炉	ストーブ	こたつ	煙突・煙道	排気管
R 4	4	6	1	1	3	0	2	3
R 5	2	2	1	1	1	1	1	0
年	電気機器	電灯・電話等の配線	内燃機関	配線器具	たき火	溶接機・切断機	灯火	衝突の火花
R 4	3	5	3	2	23	0	0	1
R 5	2	7	0	2	22	0	1	0
年	取り灰・消し炭等	火入れ	放火(自殺含)	放火の疑い		その他	不明・調査中	合計
R 4	0	8	2	1		1	7	76
R 5	0	3	2	3		9	4	64

● 月別件数

月	R 5(A)	R 4(B)	比較 (A-B)
1月	4	2	2
2月	6	5	1
3月	9	20	-11
4月	12	16	-4
5月	4	6	-2
6月	5	4	1
7月	4	6	-2
8月	8	6	2
9月	4	1	3
10月	3	5	-2
11月	1	1	0
12月	4	4	0
合計	64	76	-12

《解 説》

令和5年の火災件数は64件で、前年の76件と比べ12件の減少となった。火災種別では、建物火災28件(前年比9件減)、林野火災は3件(前年比1件増)、車両火災は3件(前年比3件減)、その他の火災は30件(前年比1件減)であった。建物火災のうち、住宅火災にあっては12件で、建物火災の43%を占め、前年と比べ4件の減少となった。

火災による死者は3人で、前年と比べ1人の増加となった。

【内訳:建物火災2人(うち住宅火災1人)、その他火災1人(いずれも自損)】

負傷者は7人で、前年と比べ1人の増加となった。【内訳:建物火災5人(うち住宅火災4人)、その他火災2人】

出火原因では、たき火・火入れによるものが25件で、前年の31件から6件減少したが、依然、出火原因の約4割を占める。また、昨年に引き続き電気関係を原因とする出火が顕著であった。

月別件数を見ると、3月から5月までの火災多発期の減少が顕著であった。

● 署別件数

火災種別	年	上田中央署	上田南部署	上田東北署	川西署	丸子署	真田署	東御署	依田窪南部署
建物火災 (うち住宅)	R 4	8 (4)	7 (3)	3 (2)	0 (0)	4 (0)	6 (4)	7 (2)	2 (1)
	R 5	5 (4)	5 (3)	2 (1)	0 (0)	7 (0)	1 (0)	2 (1)	6 (3)
林野火災	R 4	0	0	0	0	0	1	0	1
	R 5	0	1	0	1	0	0	0	1
車両火災	R 4	0	0	1	1	0	0	2	2
	R 5	2	0	0	1	0	0	0	0
その他火災	R 4	3	4	1	2	6	0	13	2
	R 5	4	3	4	3	2	1	12	1
合 計	R 4	11	11	5	3	10	7	22	7
	R 5	11	9	6	5	9	2	14	8

● 過去5年 署別件数

年	総 数	上田中央署	上田南部署	上田東北署	川西署	丸子署	真田署	東御署	依田窪南部署
R 元	73	11	13	13	5	10	1	14	6
R 2	70	10	12	9	6	8	4	14	7
R 3	62	6	10	10	2	9	4	13	8
R 4	76	11	11	5	3	10	7	22	7
R 5	64	11	9	6	5	9	2	14	8
平均	69	9.8	11	8.6	4.2	9.2	3.6	15.4	7.2

参考：過去10年の火災件数の平均は、72.7件である。

《解 説》

令和5年の管轄署別火災件数は、東御署が14件で、次いで上田中央署が11件、上田南部署及び丸子署が9件、依田窪南部署が8件、上田東北署が6件、川西署が5件、真田署が2件の順となっている。

前年比で増加に転じたのは、上田東北署、川西署、依田窪南部署の3署である。

過去5年平均を上回ったのは、上田中央署、川西署、依田窪南部署の3署である。

令和5年中の救急業務の実施状況について

消防本部警防課

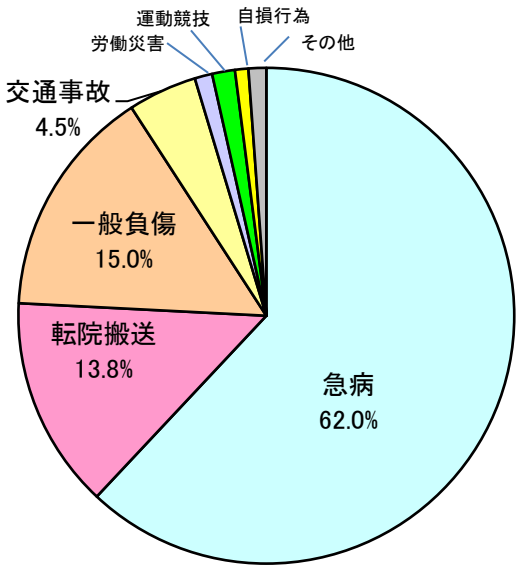
1 救急出動状況と搬送状況

(1) 出動件数

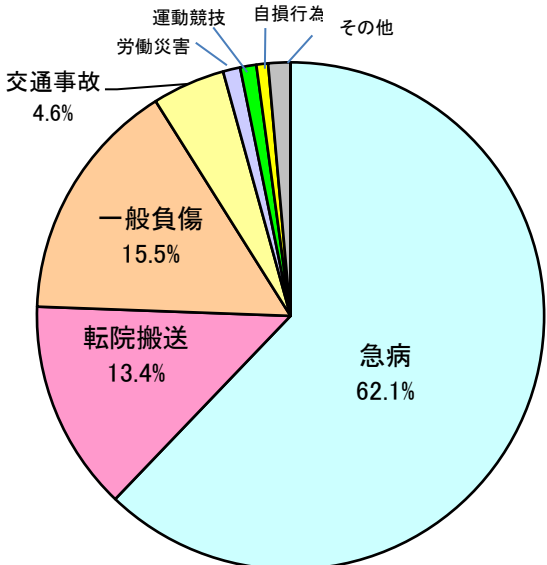
	合計	事故種別							
		急病	転院搬送	一般負傷	交通事故	労働災害	運動競技	自損行為	その他
令和5年	11,706	7,256	1,618	1,761	526	134	174	102	135
令和4年	10,475	6,510	1,407	1,623	486	115	108	78	148
前年比	1,231	746	211	138	40	19	66	24	▲ 13
増減率	11.8%	11.5%	15.0%	8.5%	8.2%	16.5%	61.1%	30.8%	▲ 8.8%

◆令和5年中の内訳を事故種別ごとに見ると、その他(主に火災及び水難)を除き、他は増加している。
◆約45分に1件、救急車が出動している。(令和4年中は約50分に1件)

令和5年 事故種別割合



令和4年 事故種別割合



(参考) 令和4年中 全国、長野県及び上田広域の出動状況

地域別	急病	転院搬送	一般負傷	交通事故	件数合計
全国※1	67.8%	7.4%	15.2%	5.3%	7,229,838
長野県※2	66.2%	9.1%	16.5%	4.9%	105,550
上田広域	62.1%	13.4%	15.5%	4.6%	10,475

※1 総務省救急出動件数等(速報値)
※2 長野県消防統計

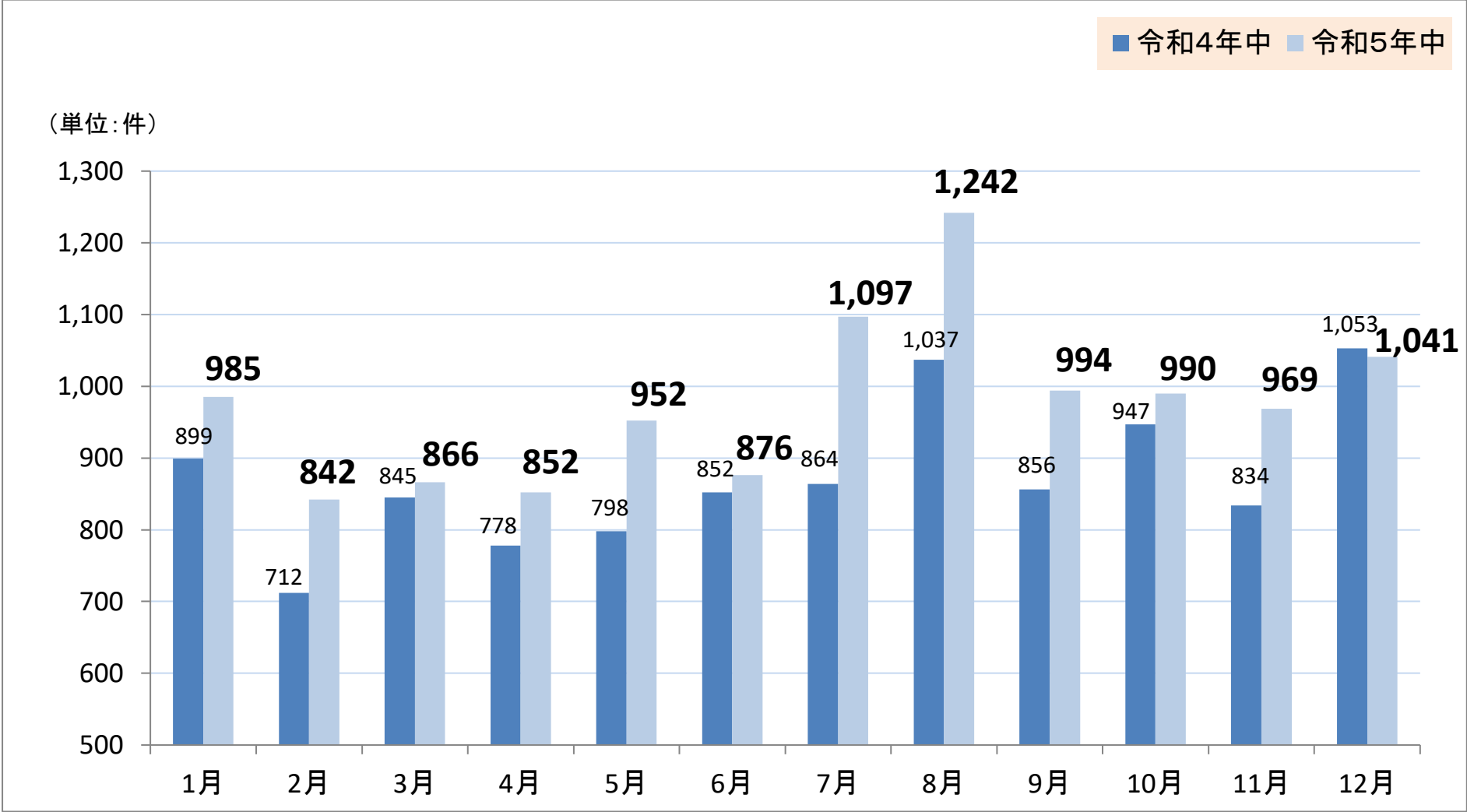
(2) 搬送人員

	合計	事故種別							
		急病	転院搬送	一般負傷	交通事故	労働災害	運動競技	自損行為	その他
令和5年	10,662	6,504	1,613	1,636	515	132	162	67	33
令和4年	9,477	5,809	1,399	1,513	459	112	106	55	24
前年比	1,185	695	214	123	56	20	56	12	9
増減率	12.5%	12.0%	15.3%	8.1%	12.2%	17.9%	52.8%	21.8%	37.5%

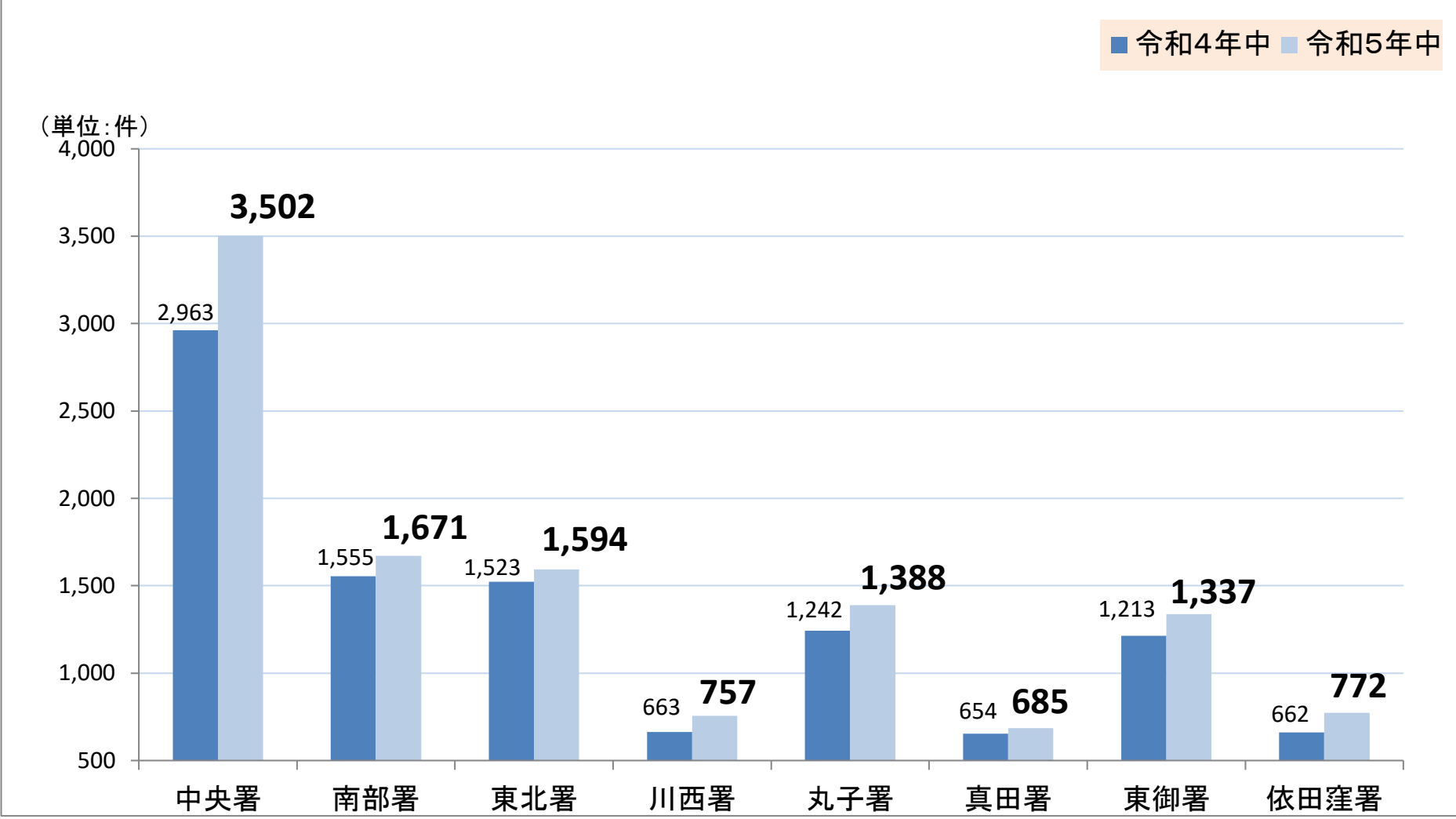
◆管轄人口※の約18人に1人が救急搬送されている。(令和4年中は約20人に1人)

※ 人口は令和5年4月1日住民基本台帳及び外国人登録法に基づく人口 192,247人

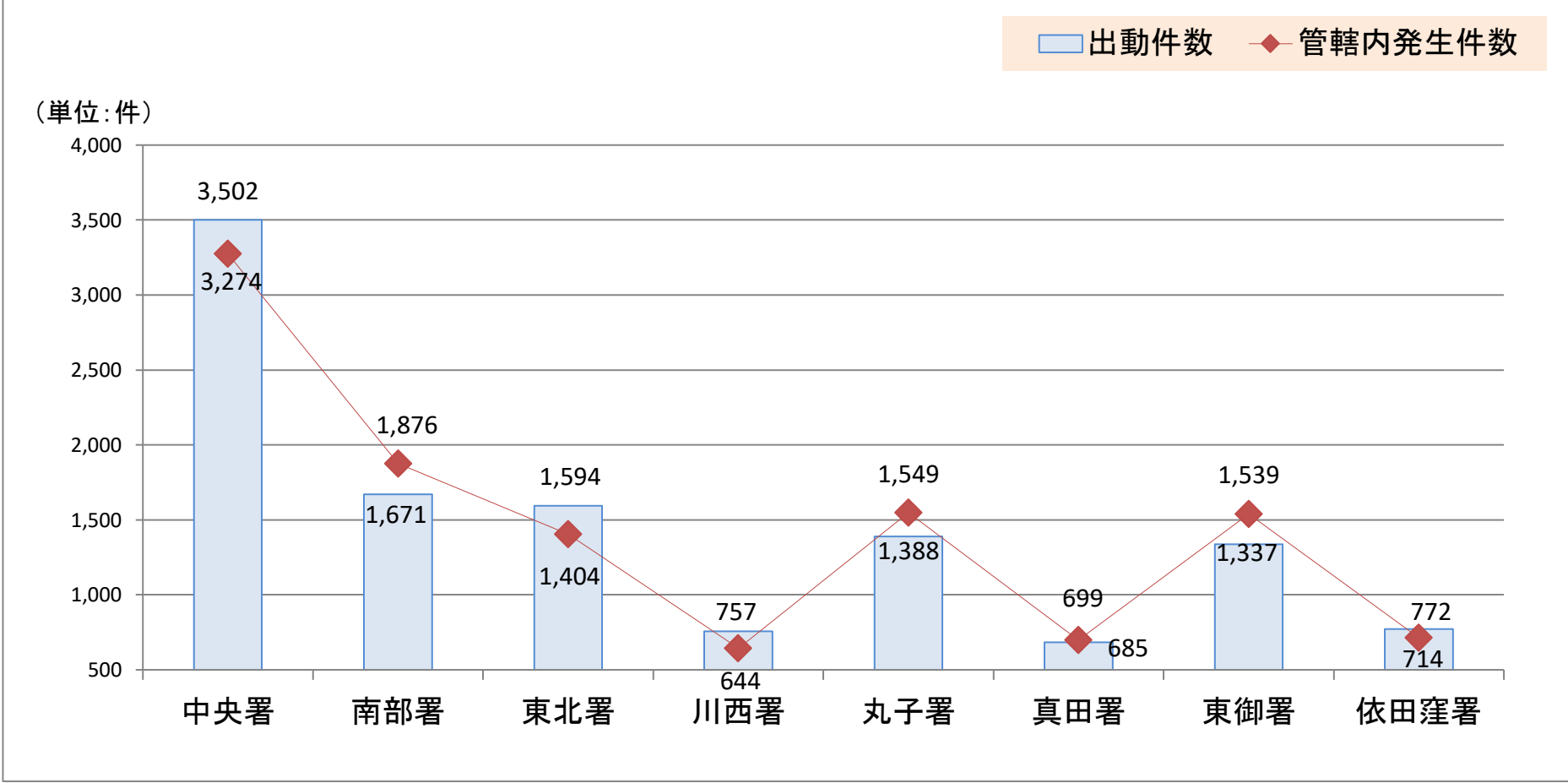
2 令和5年中 月別救急出動件数(前年比)



3 令和5年中 署別救急出動件数(前年比)



4 令和5年中 署別救急出動件数・管轄区域件数 比較



令和5年上田広域署別救助出動件数及び救助人員数調

令和5年1月1日～12月31日

事故種別	上田中央		上田南部		上田東北		川 西		丸 子		真 田		東 御		依田窪		合 計		救 助 事 案 件 数	
	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	広域	(内)上田
火 災																	0	0	0 (0)	0 (0)
交 通	23	1	8	4	7	3	2	1	12	4	1		6	2	3	4	62	19	42 (19)	29 (13)
水 難	6	3			2	2	1	1	1	1			1	1			11	8	8 (8)	7 (7)
風水害											2	10					2	10	2 (2)	2 (2)
機 械	3	1						1	2	1			4	2	1	1	10	6	8 (6)	5 (3)
建 物	9	3	3	2	6	4			2	1	1	1	2	1	1		24	12	18 (12)	16 (11)
ガス及び酸欠	2	1			1								1				4	1	3 (2)	2 (2)
破 裂																	0	0	0 (0)	0 (0)
その他	15	3	6	3	1				6	2	2	3	4	3	2	1	36	15	27 (15)	20 (11)
合 計	58	12	17	9	17	9	3	3	23	9	6	14	18	9	7	6	149	71	108 (64)	81 (49)

	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	出動	人員	広域	(内)上田
前年同期	48	14	20	11	8	3	0	1	12	6	7	4	21	14	2	1	118	54	89 (53)	66 (39)

※出動件数には途中帰署、活動なし等も含む。
 ※救助事案件数の広域・上田の区分は災害発生地籍で区分。
 ※火災での救助は、消防隊による人命検索・避難誘導等も含む。
 ※救助事案件数で、()内の数字は救助活動件数。